



平成26年3月26日

各 位

会 社 名 ケンコーコム株式会社  
代表者名 代表取締役 後藤 玄利  
(コード番号 3325 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役執行役員 樋口 宣人  
管理本部長  
TEL 092-737-0824 (代表)

## 当社従業員等に対するストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成26年3月26日開催の取締役会において、同日開催の当社第20期定時株主総会で承認されました当社従業員等に対するストックオプションとしての新株予約権の発行条件等につきまして、下記のとおり発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

1. スtockオプションを付与する目的及び有利なる条件による発行を必要とする理由  
当社の従業員等に業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるため、また優秀な人材を継続的に確保するためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。
2. 新株予約権発行の要領
  - (1) 新株予約権の名称  
第22回新株予約権
  - (2) 新株予約権の割当対象者及び割当数  
当社及び当社子会社の従業員 52名 220個
  - (3) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数  
当社普通株式 22,000株  
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
  - (4) 発行する新株予約権の総数  
220個  
なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。ただし、上記（3）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
  - (5) 新株予約権と引換えに払込む金銭  
金銭の払込を要しないものとする。

(6) 割当日

平成26年4月1日

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値の価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

上記の他、割当日後に資本の減少、合併又は会社分割等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

(8) 新株予約権の権利行使期間

平成28年4月2日から平成35年4月1日までとする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

(11) 新株予約権行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の状態にあることを要する。ただし、当社、当社子会社又は当社関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、もしくは定年退職その他当社取締役会が認める正当な理由のある場合はこの限りではない。

(12) 新株予約権の取得事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使する前に、前号に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権者が(6)の権利行使期間の初日の到来前に死亡したとき、又は禁固以上の刑に処せられたときは、新株予約権を無償で取得することができる。
- ④ 新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社の常勤もしくは非常勤の役員又は使用人に就任したときは、新株予約権を無償で取得することができる。ただし、書面による当社取締役会の事前の承認を得た場合は、この限りでない。
- ⑤ 新株予約権者が新株予約権引受契約書の規定に違反したとき、又は不正行為もしくは職務上の業務違反行為や懈怠があった場合、新株予約権を無償で取得することができる。

(ご参考) 定時株主総会付議のための取締役会決議日

平成 26 年 2 月 21 日

以 上